

改正案	現行
<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-1 意義</p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、少額短期保険業者を含む保険業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、少額短期保険業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下、「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p>	<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-1 意義</p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、少額短期保険業者を含む保険業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、少額短期保険業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下、「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p>